租税条約に関する地方税の届出書

清瀬市長殿

１．適用を受ける租税条約に関する事項

　　日本国と　　　　　　　　　　　　　　　　　との間の租税条約第　　条第　　項

２．報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年齢　　　　　　　　　　　歳

住所（居所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

入国前住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国籍

入国年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日　在留期間　　　　　　　　　年

在留資格

　　日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、　　事業所等

　　名称

　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

３．報酬・交付金等の支払者に関する事項

氏名又は名称

住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

４．上記「３」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「１」の租税条約の規定

の適用を受ける者に関する事項

所得の種類　　　　　　報酬・交付金等の支払方法・期日

契約期間　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

　　報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分

　　報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容

５．その他参考となるべき事項

　私は、この届出書の「４」に記載した報酬・交付金等が「１」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Dａｔｅ　　　年　　　月　　　日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名

＜注意事項＞

届出書の提出について

１．この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の市民税・都民税の均等割、所得割額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

　（１）大学、高等学校等において教育又は研究を行なう者がその教育又は研究を行なうことにより支払を受ける報酬

　（２）①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外からの給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬

　　　　（注）上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取り決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。

２．この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。

３．この届出書は、正副２通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までに清瀬市長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

４．報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。

　（１）留学生である場合・・・その者が在学する学校の発行する在学証明書

　（２）事業等の修習者である場合・・・その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する書類。その者が事業等の修習者であることを証明する書類。

　（３）交付金等の受領者である場合・・・交付金等の支給者が発行する書類。その者が交付金等の受領者であることを証明する書類。

届出書の記載について

５．届出書の「５」の欄には、「２」から「４」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「１」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

※この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必用な事項については、別に説明資料を求めることがあります。